



6月から罰則強化！多発する法令違反の事故を防ぐ 改正道路交通法が施行されました！

◆悪質（3年間で2回以上）なら講習義務付け

自転車で危険な運転を繰り返す人への罰則が6月1日から強化されました。改正道路交通法の施行により、酒酔い運転など14項目の悪質運転危険行為【別掲】で複数回摘発されると、自転車運転者講習【図参照】の受講が義務付けられます。危険行為をした運転者は、警察官から指導・警告を受け、従わない場合には交通違反切符を交付される。違反切符が3年間で2回以上交付されると、都道府県公安委員会から3カ月以内に自転車運転講習を受けるよう命じられます。

講習は14歳以上が対象で3時間。自分の運転がいかに危険だったかを気付かせ、改善を促す。受講するには、手数料として5700円（標準額、都道府県ごとに金額は異なる）を用意し、運転免許試験場や県警本部など指定された会場へ行かなければならない。講習を受けないと、5万円以下の罰金が課せられます。

罰則強化の背景には、交通事故全体に占める自転車事故の割合が2割程度で高止まりしていることや、自転車事故の死傷者の6割超が信号無視などの法令に違反していることがある。自転車事故で被害者に後遺症を負わせた結果、数千万円の損害賠償が課された判例などを踏まえ、深刻な事故を抑制する狙いもある。併せて警察庁は、自転車保険の加入も勧めています。



©KOMEITO

14項目の悪質運転危険行為

- ・信号無視
- ・通行禁止違反
- ・歩道での徐行違反など
- ・通行区分違反
- ・路側帯の歩行者妨害
- ・遮断機が下りた踏切への立ち入り
- ・交差点での優先道路通行車の妨害など
- ・交差点での右折車優先妨害など
- ・環状交差点での安全進行義務違反など
- ・一時停止違反
- ・歩道での歩行者妨害
- ・ブレーキのない自転車運転
- ・酒酔い運転
- ・携帯電話を使用しながら運転し事故を起こしたケースなどの安全運転義務違反

自転車運転者講習の流れ

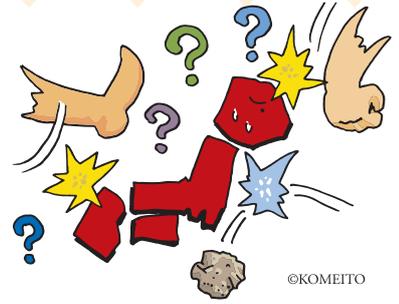
※14歳以上が対象

3年間で2回以上、悪質運転危険行為で摘発

3カ月以内に
手数料を支払い
3時間の講習
(手数料5700円)講習を受け
ないと…5万円以下の
罰金

平和安全法制Q&A

国民を守るための隙間のない防衛体制を整備すると共に、国際社会の平和と安全のための貢献を進めることを目的とする「平和安全法制」の関連法案が5月14日、閣議決定されました。日本防衛、国際平和協力の各分野について公明党の主張を紹介します。



Q.なぜ法整備が必要なのか？ A.国民を守る隙間のない体制を構築するため

国と国民を守ることは政治の最も大事な仕事であり、どのような状況であっても対応できる隙間のない安全保障体制を構築し、紛争を未然に防止する「抑止力」を強化する必要があります。一方で、国際社会の平和と安全に対する貢献も重要です。日本の平和と繁栄も国際の平和と安全の上に成り立っています。あくまで海外での武力行使を禁じた憲法9条の下で、どのような貢献ができるかを示すことも大切です。

Q.日本の防衛のあり方は？ A.憲法9条の下、「専守防衛」の理念を堅持

これまでの政府の憲法9条解釈の根幹となっている考え方は、1972年（昭和47年）の政府見解です。すなわち「自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置としてはじめて容認されるものであり、そのための必要最小限度の『武力行使』は許される」と示しています。

Q.「自衛の措置」の限界は？ A.他国防衛を目的とする集団的自衛権の行使は認めず

昨年7月の閣議決定では、公明党が政府のこれまでの憲法9条解釈の根幹を守るよう強く主張した結果、「自衛の措置」発動は自国防衛のためであることを明らかにした新3要件が定められました。

新3要件は、日本への武力攻撃が発生した場合に加え、(1)日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合に、これにより日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合 (2) 国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに

(3) 必要最小限度の実力を行使することが認められるとの厳格な要件を課すことで、他国防衛にならないための厳しい歯止めを掛けました。公明党の主張により、厳格な新3要件は法文にすべて明記されました。

Q.国際貢献のあり方は？ A.国連決議など国際法上の正当性と国会承認の下で参加

公明党は「平和安全法制」の整備に当たり、「自衛隊の海外派遣の3原則」【3原則＝下記参照】を強く主張し、これを踏まえ各法制に明記するよう求めてきました。特に、国際平和支援法では、外国軍隊への後方支援は慎重を期す必要があるため、国会の関与の重要性を一貫して主張。

その結果、「例外なき国会の事前承認」が義務付けられました。「国際法上の正当性」に関しては、これまでの特措法と同様、国連決議または関連する国連決議があることを絶対条件にしました。

3原則

- ①国際法上の正当性の確保
- ②国民の理解と国会関与など民主的統制
- ③自衛隊員の安全確保